

明代都司掌印官の基礎的考察

——遼東都司の場合——

A Study of Liao-Dong Du Si (遼東都司) Military Officers in the Ming Period

荷 見 守 義

要 旨

明代中国の地方統治は三司制に見られる分割統治を特色とする。しかし、このような不便きわまりない制度が明一代を通して機能したとは思えない。例えば按察司だけで地方監察が果たせなかったがゆえに監察御史の守備範囲が広がったと考えられるし、都司機能の不十分さが巡撫・総督・提督などの「使職」の権能を拡大させたとも考えられる。つまりは三司制に重層する方向で、制度運用上の変更が重ねられていったものと考えられるのである。本稿では三司の一翼である都司の変遷を明一代を通じて観察してみようとする試みの端緒である。都司は地方の軍政を掌る機関でありながら、早晩、その影は薄くなつて行った。都司の機能的役割の時系列的な変化を観察する上で、まず、都司の重要役職にどのような人々が就任していたか、その変遷を明一代を通して見てみたいが、紙幅の関係で、まずは遼東に限って見てみるのが本稿の目的である。

キーワード

都指揮使、都司、遼東、掌印、三司制

はじめに

明代の地方統治体制の要点が三司制による分割統治にあることは言うまでもない。つまり、明代の地方は行政を担う承宣布政使司（以下、布政司）、軍事を担う都指揮使司（以下、都司）、及び監察の官である提刑按察使司（以下、按察司）の三司が分立して統治を行い、三司はそれぞれ皇帝に直結して官制系統上、中央官庁群に属することなく、また、一方を統べる地方長官すら置かない。これは明朝建国の主である朱元璋の官僚に対する徹底した不信感が露わとなったもので、地方官の果てまで皇帝直轄にしなければ収まらなかったことの現れであった。そうして明朝の太祖がそう決定した以上は王朝を通して定制として実行されていくわけであるが、しかし、いかにも使い勝手の悪そうな制度には早晩歪みは現れそうなもので、実際にも三司分立の中にうまく機能しないところが生じたことで、運用上、巡撫や総督、巡按などの謂わば「使職の官」が生じて来たのではないかと筆者は考えているのである。この所謂「使職の官」の問題は本稿ではさておくとして、三司のうちで都司の人事について考察することが本稿の目的である。

三司の長は布政司が左布政使と右布政使、按察司が按察使、都司が都指揮使である。これら三司の長が常に缺員なく任命されていたかについて、左右の布政使については張徳信『明代職官年表』第四冊（黄山書社、二〇〇九年）、「承宣布政使年表」によれば、洪武九年（一三七六）から明朝滅亡の崇禎十七年（一六四四）まで若干の年の缺員を除けば一貫して任命がなされている。また、按察使は同じく「提刑按察使年表」によれば、洪武三年（一三七〇）

から洪武二五年（一三九二）までは部分的・断続的な任用であるが、同二六年（一三九三）から崇禎六年（一六三三）まではほぼ継続して任用され、同七年（一六三四）以降は殆ど見られなくなるが、崇禎十七年に最後の任用がなされている。つまり、布政使と按察使についてはほぼ明代を通して任用がなされていたと言いつても可い。これに対して、都司のトップである都指揮使の任用については頼りにすべきデータ集積と分析を缺く。これは明代を通して見た場合に都司の存在感がないことを如実に表すもので、三司制の中でも少なくとも人事上、都司の形骸化が進んだことを推測させる。本稿が三司の中でも都司の人事に焦点を絞る理由はここにある。

三司制が創設されるのは洪武九年のことである。明朝の成立はそれから遡った洪武元年（一三六八）であり、その当時の国家統治体制は基本的に元朝のそれを引き継いだもので、中央では皇帝の下に中書省を置き、中書省の左右の丞相に中央官界の行政権限は集中していた。また、地方の行政体系も同様に元朝の行省制度を引き継ぎ、各行省は行政と軍政の二権を有し相対的に独立性の高いものであった。これが洪武九年の「空印の案」直後に行省が廃止され、布政司が創設されることによって三司制が確立される。洪武十三年（一三八〇）には胡惟庸の獄で宰相胡惟庸以下が捕縛・処刑されると、中書省は廃止されて六部が皇帝直結となり、大都督府も五軍都督府に改組され、御史台も廃止された。この「空印の案」から洪武二六年の藍玉の獄に至る朱元璋による肅清は、皇帝への権力の集中、皇太子・皇太孫へのスムーズな権力移譲を狙った疑獄事件であり、帝権への障害になりそうな人々の除去と制度改変が連動していた。^①かくて元朝から引き継がれた制度は洪武年間に次々と改変されていったが、都司の創出は空印の案に先立つ洪武八年（一三七五）に行われた。『明実録』洪武八年十月癸丑（二七日）の条には、

以外各処所設都衛並改為都指揮使司。燕山都衛為北平都指揮使司、北平衛為燕山前衛指揮使司、西安都衛為陝西都指揮使司、西安行都衛為陝西行都指揮使司、太原都衛為山西都指揮使司、置太原前衛指揮使司。大同都衛為山西行都指揮使司、杭州都衛為浙江都指揮使司、錢塘衛為杭州左衛指揮使司、仁和衛為杭州右衛指揮使司。江西都衛為江西都指揮使司、置南昌左衛指揮使司。青州都衛為山東都指揮使司、置青州左・右二衛指揮使司。成都都衛為四川都指揮使司、置成都中衛指揮使司。福州都衛為福建都指揮使司、置福州左・右二衛指揮使司。建寧都衛為福建行都指揮使司、置建寧左・右二衛指揮使司。武昌都衛為湖広都指揮使司、置武昌左・右二衛指揮使司。広東都衛為広東都指揮使司、置広州左・右二衛指揮使司。広西都衛為広西都指揮使司、置桂林左・右二衛指揮使司。定遼都衛為遼東都指揮使司、置定遼前衛指揮使司、以遼東衛為定遼後衛指揮使司。河南都衛為河南都指揮使司、在京留守都衛為留守衛指揮使司、原轄天策・豹韜・飛熊・鷹揚・江陰・広洋・横海・龍江八衛俱為親軍指揮使司、水軍左・右二衛為指揮使司、俱隸大都督府。

とあり、在外の十六都衛が都指揮使司に、在京の一留守都衛が留守衛指揮使司に一斉に改変され、大都督府の配下に置かれた。この時点での在外都司・行都司数は十六であることが分かる。これを下記に引用する『明史』巻九十、兵志二、衛所の条の記録と付き合わせると、『明史』は在外都司十三としていて、『明実録』の記事と合致するものの、行都司に関しては『明史』は北平・福建・山西としていて、『明実録』の陝西・福建・山西の三行都司と一致しない。なお、洪武年間には追って貴州都司と雲南都司及び大寧都司が加わった。貴州都司は『明実録』洪武六年三月乙卯（十三日）の条に「太平伐苗獠、乱を作す。貴州都衛、兵を發して之を平らぐ。」とあって、前身は貴州都

衛であったと思われるが、その後、この機関は存続しなかったと見られ、同十五年春正月丁亥（七日）の条に、「貴州都指揮使司を置き、平涼侯費聚・汝南侯梅思祖に命じて都司の事を署せしむ。」とあり、同年に発足した。雲南都司は同二月癸丑（三日）に「雲南都指揮使司を置き、前軍都督僉事謝熊・戈預、左軍都督僉事馮誠に命じて司事を署せしむ。」とあり、やはり同年に設立された。一方、大寧都司については、同二十年九月戊寅朔（一日）の条に、「大寧都指揮使司及び大寧中・左・右三衛を置き、会州・木榆・新城等の衛は悉く之に隸せしむ。周興・吳汧を以て都指揮使と為し、各衛兵二万一千七百八十余人を調して其の城を守らしむ。」とあり、同二十四年四月己未（二日）の条に、「上、後軍都督僉事沐春に謂いて曰はく、曩者、胡虜、塞に近きも、兵衛未だ立てず。兵を設け関を守る所以なり。今、虜人遠遁し、塞外清寧たり。已に大寧都司及び大寧諸衛を置き、以て辺を守るに足る。其れ守関の士卒は、上、命じて之を撤すも、而れども、山海等処は猶お故事に循い、其の七站の軍士、名は関を守ると雖も、実に屯田・養馬を廢す。（後略）」とあり、藍玉による北元討伐を受け、洪武二十年（二三八七）に設立され対モンゴルの最前線の一つであった。

ところで、洪武十三年の胡惟庸の獄を受けて大都督府が五軍都督府に改組されると、各都司は五軍都督府に分属することとなった。内訳は次の通りである。^②

左軍都督府 浙江都司・遼東都司・山東都司（洪武二六年定め）

浙江都司・遼東都司・山東都司（永樂年間以降）

右軍都督府 雲南都司・貴州都司・四川都司・陝西都司・廣西都司（洪武二六年定め）

雲南都司・貴州都司・四川都司・四川行都司・陝西都司・陝西行都司・広西都司（永楽年間以降）

中軍都督府 河南都司（洪武二六年定め）

河南都司（永楽年間以降）

前軍都督府 湖広都司・福建都司・福建行都司・江西都司・広東都司（洪武二六年定め）

湖広都司・湖広行都司・福建都司・福建行都司・江西都司・広東都司（永楽年間以降）

後軍都督府 北平都司・北平行都司・山西都司・山西行都司（洪武二六年定め）

大寧都司・万全都司・山西都司・山西行都司（永楽年間以降）

ここで指摘すべき点は洪武二六年時点として、行都司は山西と福建及び北平が位置づけられているが、陝西行都司は外れている。当時においては実態が無かったからであろう。なお、大寧都司は北平行都司に含まれている。都司としての整備が洪武二六年時点では間に合っていないからであろう。なお、『明史』同条では洪武二六年時点の都司・行都司の数は十七として、十八であり、自己矛盾が生じている。その後、建文年間には河北都司と湖広行都司が設立されたが、靖難の役後、永楽帝が即位すると撤廃された。永楽帝は自身の軍事的基盤であった燕王府の三護衛及び早期に自軍に組み込んだ北平都司・北平行都司・大寧都司の諸軍を、役後、永楽帝の近衛軍である親軍衛に組み込んだり、永楽政権下で行われた都司・衛所の大規模人事異動で政権の主力軍として全国に配置した。その結果として、北平都司・北平行都司は消滅し大寧都司は縮小され、また、のちに万全都司^③・陝西行都司^④・湖広行都司が設置され、さらにはジュシエン（女真・女直）の羈縻衛所で形成される奴兒干都司^④が設置された。

かくて都司・行都司の総計は二一になり、奴兒干都司を除く都司は五軍都督府配下に配置されて行った。さて、都司の役割を追って行く中で人事傾向は一つの手掛かりになるものの、二二都司・行都司全てについて検討する試みの皮切りとして遼東都司について検討してみたい。それは遼東都司については地方志である『遼東志』『全遼志』に比較的まとまった人事データが残されているからである。

一 遼東都司の設立と都司の構成

さて、遼東地方は明朝成立の洪武元年には、なお、元朝の統治下にあった。朱元璋は同年に元朝の息の根を止めるべく北伐軍を進発させてはいたものの、華北の大半は元朝の支配下にあった。従って、華北の平定が進まない限り、明朝にとって遼東は文字通り遼遠なる地方であった。この遼東に明朝が足がかりを得るのは洪武四年（二二七二）であった。仲間割れから北元の遼陽行省平章劉益が明側に寝返ったからであった。そこで明朝は遼東衛指揮使司を置いて、劉益に同知指揮使の地位を与えた。⁵ところが翌月、その劉益が叛乱によって殺害されると、六月、明朝はやはり北元から帰服した呉立・張良左・房嵩を遼東衛指揮僉事に据えた。⁷しかし、これは暫時の弥縫策に過ぎず、この当時、遼東金山に元将ナガチュが大軍を率いて盤踞していたこともあって、朱元璋は七月に遼陽に定遼都衛指揮使司を新設し、馬雲と葉旺を都指揮使、呉泉と馮祥を同知に、王徳を僉事に任じて遼東諸衛の諸軍を統轄させ、城砦を整備させ、辺境の守備を確立させる勅命を發した。⁸ここに明軍による遼東への本格的な進出が計られることとなり、山東半島から水軍を遣って順次、軍隊が送り込まれ、遼陽を中心に軍事拠点が設置されて明朝

の遼東進出の橋頭堡が築かれていった。ただ、この段階の遼東駐留明軍は脆弱で、靖海侯呉禎により山東方面から逐次、補給が計られた。⁹⁾かくて、遼陽の定遼都衛指揮使司が実質化し、洪武六年（一三七三）六月には遼陽に府県を設けるとともに、衛所の増置を推し進めていった。また、前述のように洪武八年十一月、定遼都衛は遼東都指揮使司に改称された。その後、洪武十年（一三七七）には遼陽の府・県は撤廃された。これ以降、永楽年間から置かれた安楽・自在という特殊な二州を除いて、遼東地方に府州県は置かれなかった。¹⁰⁾

それでは遼東都司はどのような構成の機関であっただろうか。そもそも都司は全体としてどのような構成になっていたのか、全体像を『明史』巻七六、職官五、都司の条で確認しておく、都司には都指揮使一人（正二品）・都指揮同知二人（從二品）・都指揮僉事四人（正三品）が置かれ、その属下には經歷司（經歷（正六品）・都事（正七品））、断事司（断事（正六品）・副断事（正七品））が置かれ、吏目が各一人配置された。また、司獄司（司獄（從九品））が置かれた。さらに倉庫や草場には大使・副使各一人が配置された。都司の職務については、

都司掌一方之軍政、各率其衛所、以隸於五府、而聽於兵部。凡都司並流官、或得世官、歲撫・按察其賢否、五歲考選軍政而廢置之。都指揮使及同知・僉事、常以一人統司事、曰掌印、一人練兵、一人屯田、曰僉書。巡捕・軍器・漕運・京操・備禦諸雜務、並選充之、否則曰帶俸。

とあり、都司は担当する一地方の衛所を束ねて軍政を掌り、五軍都督府に属しながら兵部の指示に従った。都司のポストは世襲ではないが、世襲する場合も毎年、巡撫と巡按がその職務ぶりを監察し、五年に一度の査定で存廃を

判断した。掌印は都指揮使と都指揮同知・都指揮僉事から一人を充てて都司を管轄させ、僉書の一人は練兵を一人は屯田を担当した。その他の雑務にも武官を充てたが、無理な場合は兼任を許した。それでは遼東都司の場合はどうであっただろうか。『遼東志』巻五、官師、都司の条には、

都司 掌印一、軍政兼管屯一、軍政兼管局捕一、俱由撫按衙門旌保、兵部推用。

とあり、『全遼志』巻三、職官の条には、

遼東都司三員 洪武初、置定遼都衛、尋改遼東都指揮使司。掌印一員、僉書管屯一員、局捕一員。

とある。遼東都司には武官三人が配置され、掌印一人、僉書二人で、僉書の一人は軍政と屯田管理、一人は軍政と局捕（犯罪取締か）という役割分担で、掌印・僉書の順位であった。これらの武官の任用は巡撫・巡按の身元保障によって兵部が朝廷に推挙していたが、巡撫や巡按の無い初期の段階では朝廷において任用を決めていたと思われる。これら武官の下には事務部門である経歴司（経歴・都事）と断事司（正・副断事）が設けられ、主に監生や拳人が任用されていた。さらに胥吏として吏目と司獄が各一人配置されていた。また、都司には儒学が設置されていた。以上が遼東都司本体の人員構成であるが、遼東には馬市を監督する馬市官、さらには遼東の各所に守備や備禦の武官が配置され、各衛所には管屯指揮・局捕指揮・経歴・鎮撫ほかの武官・官員が配置されており、本来的には都司

の統轄下に入るものであった。

以下、節をかえて遼東都司の三武官、なかならず掌印官の人事傾向について見て行く。

二 遼東都司武官データ

遼東における都司人事データについては、『明実録』『国権』に散見するものを除けば『遼東志』巻五、官師、都司の条と『全遼志』巻三、職官の条にまとまったデータを見ることができ、特に『全遼志』においては遼東都司に置かれた武官三員について、掌印、管屯、局捕に分けて就任者のデータを整理しており参考となる一方、『遼東志』は三員を一括して役割の違いを明示していない。また、『全遼志』の編纂の方が『遼東志』より後であるから『遼東志』編纂以降のデータも補っている。ここでは『全遼志』のデータを『遼東志』によって補足しつつ以下に示していく。

掌印

潘敬 洪武年間 都指揮使として司事を掌した。

劉斌^① 南直隸蘇州府崇明县人 洪武年間 金吾前衛指揮使から遼東都指揮僉事・備禦寧遠に陞任した。

文安^② 南直隸揚州府江都县人 永楽年間 陝西都指揮同知から遼東都司に移り管事した。

周興 南直隸常州府宜興县人 永楽年間 都指揮使として司事を掌した。

李 信 山西大同府朔州人 永樂年間 高郵より鎮守に異動し、都司のことを掌した。都指揮同知

夏 通 南直隸安慶府桐城縣人 宣德年間 都指揮僉事として司事を掌した。

王 真¹³ 南直隸鳳陽府泗州盱眙縣人 宣德年間 大寧後衛所千戸から功を重ねて都指揮使に陞任し、遼東都司の事を掌した。のち、左軍都督府都督僉事に陞任した。

畢 恭¹⁴ 遼東・前屯衛籍 正統年間 遼東・前屯衛百戸から王翱の推挙を得て指揮僉事に昇格し、署都指揮僉事に進んで守備寧前地方に五年在任し、都司印を掌した。

夏 霖 遼東・海州衛人 正統年間 都指揮僉事

王 祥¹⁵ 先祖は河南汝寧府光州固始縣人 正統年間 燕山衛指揮使総神機營から都指揮僉事に陞任し広寧・開原操備に移され、やがて遼東都司の事を掌し都指揮同知に陞任し、都司の兵を統べた。甲子（正統九年、

一四四四）、庚午（景泰元年、一四五〇）の功績で都督僉事都司事に陞任した。

劉 英¹⁶ 南直隸蘇州府崇明縣人 天順年間 遼東・寧遠衛指揮使より功績を重ねて都指揮使に陞任し遼東都司事を掌した。

李 端 天順年間 都指揮僉事で司事を掌した。

傅 海 遼東・定遼中衛人 成化年間 都指揮同知で司事を掌した。

白 欽 遼東・義州衛人

張 斌 遼東・広寧前屯衛人 成化年間 都指揮僉事で司事を掌した。

鄧 鉅 遼東・定遼前衛人 弘治年間 都指揮使で司事を掌した。

李寧 遼東・寧遠衛人 弘治年間 都指揮僉事で司事掌した。

崔賢

耿賢^⑮ 遼東・定遼前衛人 指揮より都指揮僉事備禦金復鉄嶺に陞任し、都司印を掌し、ついで守備寧遠とな

り右参将分守開原に転じた。

劉宗武 遼東・東寧衛人 正徳年間 指揮同知で司事を掌した。

孫堂

王道^⑯ 遼東・定遼右衛人 分守開原参将を務めたことが分かる。

甯宝^⑰ 遼東・東寧衛人 分守錦義参将を務めたことが分かる。

薛澄

管昇 遼東・錦州衛人 嘉靖年間 都指揮僉事で司事を掌した。

崔世武 遼東・定遼右衛人 嘉靖年間 武科擧合格者 都指揮で司事を掌した。

郭継宗 遼東・定遼右衛人 嘉靖年間 都指揮僉事で司事を掌した。

陸継宗 北直隸・永平府遷安県人 嘉靖年間 都指揮僉事掌印

劉大章 嘉靖年間 武科擧合格者 都指揮使で司事を掌した。

陳善 京衛人 嘉靖年間 武科擧合格者 都指揮僉事僉書

王松 大寧都司・茂山衛人

劉通 北直隸・薊州衛人

任俊 京衛人

郭世勛

王子承 山東・臨清衛人

郭九臯 万全都司・宣府前衛人

賈瀚 南直隸・歸德衛人

張楫 山西・太原左衛人

昌寿 河南・河南衛人

趙欽 南直隸・建陽衛人

謝廷相 大寧都司・保定後衛人

曹勳 上直衛親軍指揮使司力・羽林前衛人

王朴⁽²⁰⁾ 遼東・東寧衛人、分守海蓋參將を務めたことが分かる。

張子鯨 山西行都司・大同左衛人

趙斌 京衛人

王承祚 河南人

洪國忠 万全都司・宣府人

陳言 僉書より掌印に陞任した。

蘇承勛 左僉書より掌印に陞任した。

馮文弼 遼東·広寧左屯衛人
徐永昌 遼東·定遼中衛人
蕭汝芝 遼東·鉄嶺衛人
李宗召 遼東·定遼左衛人 武進士
王善政 遼東·蓋州衛人
郭夢徵 遼東·広寧中衛人
王 印 遼東·広寧右衛人
孔東儒 遼東·遼海衛人
劉応棋 万全都司·延慶左衛人
裴那瀚 遼東·三万衛人
薛 坤 京衛·牧馬千戸所人
崔 吉 遼東·広寧左衛人
曹 煊 江西·南昌衛人
劉孔胤 万全都司·懷來衛人
趙 紳 京衛·留守前衛人 武進士
宿応明 遼東·鉄嶺衛人

管屯

李 質 遼東・定遼中衛人

林 勝 遼東・定遼後衛人 弘治年間 都指揮同知僉書

李 杲 遼東・定遼後衛人 弘治年間 都指揮僉事僉書

馬 驃⁽²¹⁾ 遼東・広寧右屯衛人

張 璽 遼東・東寧衛人 正徳年間 都指揮僉事僉書 後、流賊を征した軍功で都督僉事に陞任した。

魯 勲 遼東・瀋陽中衛人 正徳年間 都指揮僉事僉書

王孝忠 遼東・定遼後衛人 正徳年間 都指揮僉事僉書

李景良⁽²²⁾ 遼東・遼陽人 駐劄遼陽副総兵官

高大恩⁽²³⁾ 東寧衛指揮から備禦都司となり、広寧遊撃に陞任した。

韓承恩 遼東・定遼中衛人 嘉靖年間 武科擧合格者 都指揮僉事僉書

俞 雄 遼東・遼海衛人 嘉靖年間 都指揮僉事僉書

朱 瀾 上直衛親軍指揮使司力・金吾右衛人 嘉靖年間 都指揮同知僉書

王朝用 遼東・定遼左衛人 嘉靖年間 武科擧合格者 都指揮僉事

周益昌⁽²⁴⁾ 広寧左屯衛指揮 嘉靖十四年(乙未、一五三五)の武科擧に合格し、備禦都司練習吏事を歴任して錦義

右参将に招かれた。嘉靖三十年(辛亥、一五五二)、牆子嶺参将に転じ、古北口協守副総兵となり、功績をかわれて都督僉事に陞任して総兵鎮守薊州等处地方に拔擢された。嘉靖三五年(丙辰、一五五六)に現役で卒し

た。

芮元勛 上直衛親軍指揮使司力・羽林衛人

許策⁽²⁵⁾ 遼東・遼陽人 嘉靖十七年(戊戌、一五三八)の武科挙に合格し、開原參將、分守錦義參將となったこ

とが分かる。

魯仲仁

徐枝 北直隸・山海衛人

秦世臣 万全都司・万全右衛人

鞠錯

佟珮 遼東・東寧衛人

申有爵 大寧都司・保定後衛人

趙斌 京衛人

史簡 遼東・三万衛人

郭夢徵 遼東・広寧中衛人

陳言 広寧衛指揮僉事

蘇承助 定遼中衛都指揮使

孔思魯 遼東・海州衛人

孔東儒 遼東・遼海衛人

劉 恩 遼東・瀋陽衛人
馮文弼 遼東・広寧左屯衛人
蕭汝芝 遼東・鉄嶺衛人
楊四德 遼東・定遼左衛人
張世勳 遼東・金州衛人
劉秉節 遼東・東寧衛人
戴良棟 遼東・三万衛人
張三畏 遼東・定遼後衛人
王 汲 遼東・広寧中衛人
金尚礼 遼東・鉄嶺衛人
宿応明 遼東・鉄嶺衛人
郭思奇 遼東・海州衛人
李惟喬 遼東・寧遠衛人
伊添爵 遼東・三万衛人
張民表 遼東・蓋州衛人

局捕

何 亮 遼東・広寧前屯衛人 成化年間 都指揮僉事僉書

葉 広 遼東・広寧前屯衛人 弘治年間 都指揮僉事僉書

郭 洪 遼東・瀋陽中衛人 弘治年間 都指揮僉事僉書

王宗（王琮） 遼東・定遼左衛人 弘治年間 都指揮僉事僉書

李繼宗 遼東・広寧衛人 正徳年間 都指揮僉事僉書

李 湊⁽²⁶⁾ 遼東・広寧衛人 広寧遊撃となったことが分かる。

魯 道 遼東・瀋陽中衛人 嘉靖年間 武科擧の合格者 都指揮僉事僉書

顧 忠 遼東・海州衛人 嘉靖年間 都指揮僉事僉書

徐 府⁽²⁷⁾ 遼東・海州衛人 嘉靖年間 分守寧前參將となったことが分かる。武科擧合格者 都指揮僉事僉書

李 仁 山東・威海衛人

王 経 京衛人

楊 棟 山西行都司・大同右衛人

韓 彬 万全都司・宣府前衛人

李 広⁽²⁸⁾ 京衛人 分守寧前參將となったことが分かる。

王重祿

王允中⁽²⁹⁾ 遼東・定遼前衛人 遊撃となったことが分かる。

- 劉国賓 北直隸・河間衛人
- 李 暹 上直隸親軍指揮使司・武驤右衛人
- 崔 經 陝西・綏德衛人
- 劉 印^{②0} 遼東・広寧衛人 分守錦義參將となつたことが分かる。
- 管 儒 万全都司・营州後屯衛人
- 王 元 上直隸親軍指揮使司・騰驤右衛人
- 田□□ 上直隸親軍指揮使司・□□驤衛人
- 鉄嶺衛都指揮使
- 永昌 遼東・定遼中衛人 都指揮僉事
- 田 永 上直隸親軍指揮使司・騰驤右衛人
- 蘇国賦 遼東・鉄嶺衛人
- 徐永昌 遼東・定遼中衛人
- 陶承譽 陝西・潼関衛人
- 王守道 遼東・広寧左屯衛人
- 張奇功 遼東・東寧衛人
- 傅士忠 遼東・定遼中衛人
- 趙之牧 遼東・鉄嶺衛人

楊大観 遼東・蓋州衛人

佟起鳳 遼東・定遼中衛人

李茂功 山西行都司・高山衛人

佟鶴年 遼東・定遼中衛人

張大縉 万全都司・永陵衛人

その他

李 贄 遼東・定遼中衛人 成化年間 都指揮僉事僉書

三 遼東都指揮使と遼東都司掌印官

前節では『遼東志』『全遼志』によって遼東都司掌印官及び僉書の管屯と局捕就任者の整理を行ったが、ここではそれを『明実録』掲載の記録と照らし合わせていきたい。

まず、遼東都指揮使として名前が挙がるのは馬雲と葉旺である。地方志で掌印官として名前を挙げていない兩名である。洪武四年七月辛亥朔（一日）に定遼都衛指揮使司を遼陽に設置した際、馬雲と葉旺を都指揮使に任じ、同八年（一三七五）十一月にも馬雲は都指揮使であった。この兩名に遼東都指揮使の肩書が付くのは同九年春正月（遼東都指揮）、三月丁丑（二三日、遼東都指揮）であるが、その後、馬雲は同十一年五月己亥（二八日）に遼東都指揮か

ら鳳陽行大都督府僉事に榮転して公田一千石を賜う榮譽に浴している。³¹馬雲の後任は潘敬であった。潘敬は同十一年二月甲辰朔（一日）に湖広都指揮使から遼東都指揮使に異動になった。潘敬は洪武二年春正月丁酉（二日）に大將軍徐達に率いられた遠征軍に指揮として加わっており、同四年三月乙巳（二日）には都指揮使、同九年十月壬戌（十二日）には北平都指揮使から河南都指揮使に異動となり、同十一年二月甲辰朔（一日）に遼東都指揮使となったのである。³²この時点で遼東都指揮使は引き続き二人体制となり、この後、同十二年六月甲戌（十日）・同十三年七月甲午（六日）・庚子（十二日）・同十五年十二月丙戌（十二日）・同十六年春正月戊午（十四日）・同二月辛巳（七日）にも遼東都指揮使潘敬・葉旺と併称された。同十三年三月庚戌（十九日）に遼東都指揮使以下三四人に祭服が下賜された時の遼東都指揮使もこの兩名である。³³葉旺は同二十一年三月戊寅（四日）に鎮守遼東後軍都督僉事として没したが、卒伝によれば同十九年（一三八六）に後軍都督僉事の肩書を与えられ、「旺に命じて都司の事を領せしめ、遼東軍馬を総制せしむ。」とあるように、遼東都司の管轄と遼東軍の総司令であったことが分かる。³⁴同十二年夏四月庚申（二四日）には遼東守將潘敬・葉旺とあり、この兩名とも軍の司令官であることが表現されている。³⁵なお、潘敬は同十四年十二月乙丑（十五日）・同十五年五月丁巳（九日）にも遼東都指揮使として見えており、同十七年六月戊辰（二日）に在職のまま没した。³⁶地方志ではこの潘敬を掌印官の最初とするが、葉旺との違いを明確には出来ない。地方志では潘敬の次は劉斌であるが、『明実録』では汝南侯梅思祖の子である梅義が同十六年七月丙寅（二五日）に武徳衛指揮使から遼東都指揮使となっており、同二十年秋七月甲申（七日）にも遼東都指揮使として見える。³⁷さらに洪武二年五月乙未（二七日）に遼東都指揮使潘彝、同二年八月丙午（十一日）に遼東都指揮使賈珣、同十二年甲辰（十日）・同二十三年正月庚寅（二六日）、遼東都指揮使胡旻・朱勝、同三五年（建文四年）九月戊子（八日）には

薛脱火赤（遼東都指揮使）、永樂元年三月丁亥（十日）には王福が遼東都指揮使となっており、同七月辛巳（八日）には龍驤衛指揮僉事高得が遼東都指揮使に陞任して、七人の名前が見える。⁽³⁸⁾問題はこの七人が掌印官であったか、或いは名目の肩書だったかの可能性であるが、潘敬から劉斌まで時間が空き過ぎるのでこれらの者が遼東都司の管轄をしていた可能性は充分あり得る。劉斌は洪武三五年（建文四年）十二月丁巳（八日）に金吾右衛指揮同知から金吾右衛指揮使となり、宣德五年正月丁卯（二六日）に行在羽林前衛から遼東都司に陞任している。同七月乙巳（七日）には都指揮、同七年十月己丑（四日）には寧遠等衛備禦都指揮の肩書である。⁽³⁹⁾地方志では永樂年間の就任となっているが宣德年間であろう。文安は永樂九年三月丙寅（六日）に陝西行都司都指揮同知から遼東都司に異動していることが確認出来る。⁽⁴⁰⁾周興は同十年三月乙未（十一日）に大寧都指揮同知から遼東都指揮使に陞任したが、洪武三五年（建文四年）十一月戊申（二九日）に都指揮僉事から大寧都司都指揮同知に陞任していたものであった。のち、永樂十三年十二月己丑（八日）には都指揮、同二十年春正月壬午（二四日）には遼東都司官、同二年十月癸丑（十二日）には遼東都司都指揮使、宣德元年正月癸亥（二八日）には都指揮と出て来る。⁽⁴¹⁾なお、永樂十年十二月丁丑（二六日）には山東都指揮使王真が遼東都司に異動になった記事も見え、同十二年三月甲申（十一日）には都指揮として見える。経歴からすると地方志が挙げる王真とは別人の可能性が高い。⁽⁴²⁾李信は永樂十八年十一月壬申（八日）に遼東都指揮から左遷される記事があり、洪熙元年冬十月丙寅朔（一日）には備禦都指揮、宣德元年二月己丑（二五日）には遼東都司義州備禦都指揮同知または義州備禦都指揮と見える。⁽⁴³⁾夏通は永樂九年三月庚午（十日）に薊州衛指揮使から遼東都司都指揮僉事となり、宣德九年春二月戊午（十日）に都指揮、正統三年二月戊辰（十四日）に遼東都指揮僉事から都指揮同知に陞任したことまでしか確認出来ない。⁽⁴⁴⁾次の王真是不詳である。畢恭は宣德十年秋七月癸巳

(二四日)に遼東定遼衛百戸から指揮僉事に陞任し、正統二年三月乙卯(二五日)に遼東都司定遼前衛指揮僉事、同九月辛丑(十四日)に署都指揮僉事に至り、その後、都指揮僉事に至っていることは確認出来るが、掌印官であったかどうかは分からない。⁽⁴⁵⁾ また、永樂二十二年十一月辛巳(十日)には遼東都指揮使郭義が後軍都督僉事に陞任して軍を率いることは従来のままだったという記事がある。⁽⁴⁶⁾ 正統元年六月庚戌(十五日)に遼東都指揮使劉清を罪に問ひ甘肅に流している。⁽⁴⁷⁾ さらに同八年夏四月癸巳(八日)に遼東都指揮使裴俊を守備開原としたとあり、三万衛指揮同知の家柄だったようである。⁽⁴⁸⁾ 同八年三月辛酉(六日)・壬戌(七日)では、焦礼を遼東都指揮使・守備寧遠、施聚を遼東都指揮使・守備義州とし、同九年六月庚寅(十二日)では施聚を守備義州都指揮使から都督僉事に陞任している。⁽⁴⁹⁾ 同九年六月庚寅(十二日)では都指揮同知康福を都指揮使としている。⁽⁵⁰⁾ 夏霖は同十四年六月辛亥(三日)に遼東の都指揮僉事として褒賞を受けており、同九月庚子(二三日)には広寧操備都指揮として一転、処分を受けている。天順元年夏四月壬子(十九日)には遼東都指揮同知、同三年十一月丙午(二八日)には遼東都指揮使、同十二月己未(十一日)には遼東都指揮使から広西都司帶俸差操に左遷させられたが、同八年十二月辛丑(二三日)には遼東都指揮使に復帰している。成化四年二月庚申(二九日)には建州討伐の功績で遼東都指揮使から都督僉事に陞任している。同五年春正月壬戌(七日)には左軍帶俸都督僉事のまま遼東都司で操備に従事していることの苦痛を言い立てて北京に赴くことを許され、同九年十月己巳(十一日)に左軍都督僉事として病没している。⁽⁵¹⁾ 王祥は正統六年十一月己酉(十六日)に遼東都司都指揮僉事として命ぜられて司事を掌し兼ねて都司在城軍馬を督操することになり、同七年七月乙丑(七日)に総兵官曹義の奏請で都指揮同知に陞任し、景泰元年八月戊寅(七日)には都指揮とあるように都指揮使に陞任しており、同十一月甲辰(四日)には達賊を破った功績によって都指揮使から左軍

都督僉事に陞任して、なお都司の事を掌した。同二年夏四月癸巳(二五日)には掌都司事都督の肩書であり、天順元年十月庚申(三十日)の卒伝などでは掌遼東都司都督僉事などの肩書になっている。⁽⁵²⁾ 劉英は景泰四年十二月丙申(十四日)に撃賊の功で都指揮僉事から署都指揮同知を授けられ、同五年夏四月甲申(三日)には都指揮(恐らく都指揮同知)、天順元年十月丁酉(七日)には殺虜の功で遼東都指揮同知から都指揮使を授けられた。⁽⁵³⁾ 地方志にはない宋真は景泰六年十二月甲子(二三日)に故人ゆえに子が襲職して定遼中衛指揮使となっている。⁽⁵⁴⁾ 同じく孫璟は同四年冬十月壬子(二九日)に遼東都指揮使から罪を得て執行猶予が付くことになったが、天順八年三月辛酉(八日)には遼東都指揮使で守備寧遠を命ぜられ、成化二年五月辛巳(十一日)には遼東都指揮使として殺賊の功で褒賞を受けた。⁽⁵⁵⁾ 同じく江福は天順七年十一月辛未(十七日)に後軍帶俸都督同知から遼東都指揮使となり、成化二年十二月丁未(五日)に遼東都指揮使で処分を受けている。⁽⁵⁶⁾ 李端は天順元年九月辛未(十日)に万全都司都指揮僉事から遼東都司に異動となり、そのままの地位で終わっている。⁽⁵⁷⁾ 傅海は成化二年十一月癸酉(五日)に指揮使から署都指揮僉事に陞任したことしか分らない。⁽⁵⁸⁾ 白欽は成化三年十二月丁酉(五日)に都指揮、同五年夏四月乙丑(十二日)に遼東都司都指揮同知、弘治七年三月甲辰(十五日)に遼東義州衛帶俸都指揮使・備禦広寧、同八年八月癸丑(三日)に遼東都司都指揮同知・守備撫順城、同十年六月丁酉(二七日)に備禦広寧城都指揮使の任久しいが、都司の掌印官かどうかは不詳である。張斌は成化二年秋七月壬辰(二三日)に指揮、同二年正月己酉(二六日)に遼東都指揮僉事から民に落とされた。⁽⁶⁰⁾ 鄧鈺は同八年九月庚申(二七日)に都指揮、同十五年秋七月己未(五日)に備禦都指揮掌海州衛事、同二三年七月丁未(十日)に遼東都指揮使となる。⁽⁶¹⁾ この間、地方志未掲載のところでは、同八年秋七月庚申(二五日)には遼東都指揮使孫能の子が父の原職である遼海衛指揮使を継いだ記事、同十六年五月丁未(二八日)

の遼東都指揮使陳英の記事、同十七年二月壬申（二八日）の遼東都指揮使白祥の記事、同二年七月庚申（十二日）の遼東都指揮使鄭雄の指揮同知降格の記事がある。⁶² 李寧は弘治十年六月丁酉（二七日）に遼東都司帶俸僉事、同十七年七月丙午（十八日）に遼東都指揮僉事、正徳三年二月壬午（十四日）に遼東都司掌印都指揮僉事を総兵官毛倫の弾劾により罷免された。⁶³ この間、地方志では掌印官にはない馬驃は弘治十年六月丁酉（二七日）に遼東都司帶俸僉事、同十七年十一月戊戌（十二日）に遼東都司指揮僉事で掌印管事を命ぜられた。同十八年正月乙巳（十九日）に遼東都指揮僉事で本鎮遊撃將軍に充当され、正徳六年三月辛未（二二日）に守備寧遠都指揮であった。⁶⁴ 耿賢は弘治十二年七月乙丑（七日）に銓註遼東都司帶俸都指揮僉事で本司掌印管事となり、同十七年七月己亥（十一日）に遼東都司指揮僉事で守備寧遠等処を命ぜられた。正徳元年七月乙未（十八日）に右參將分守開原地方に充てられ、同五年五月乙亥（二二日）に遼東都指揮同知で右參將分守開原地方に充てられ、同八年夏四月庚戌（十二日）には遊撃將軍に充てられた。同九年四月丁未（十四日）には遼東參將として虜の入境を防げず処分されている。⁶⁵ 崔賢は地方志の並び順と違い耿賢の後である。同三年二月乙酉（十七日）に遼東都指揮僉事で掌都司事を命じられ、同四年三月辛亥（十九日）に遼東都司署指揮僉事で右參將分守錦義地方に充てられ、同八年四月辛丑（三日）には遼東都司署都指揮僉事で副総兵分守遼陽地方に充てられ、署都指揮僉事で終わった。⁶⁶ 劉宗武は弘治九年六月辛未（巳、六日）に守備都指揮であり、正徳元年八月壬子（五日）に納粟都指揮僉事から署都指揮同知となり、同六年三月庚午（二十日）に守備遼東寧遠・都指揮同知を罷免された。同十一年三月辛卯（十日）に署都指揮同知で掌遼東都司印を命ぜられた。同十二年正月辛丑（二五日）に病気で掌遼東都司事都指揮同知から退いた。⁶⁷ この間の同七年十二月甲子（二四日）に遼東都指揮使張洪・張璽が討賊の功で都督同知に陞任している。これは地方志にはない。⁶⁸ 劉宗武に

代わったのは甯宝であった。甯宝は同十一年三月辛卯（十日）に都指揮僉事で管局兼管鉄廠となった。同十二年正月辛丑（二五日）に劉宗武に代わり、嘉靖元年九月乙巳（二日）に都指揮僉事で右參將分守遼東錦義二城に充てられた。同七年正月丁酉（二四日）には錦義參將とある。⁽⁶⁹⁾孫堂については分からない。王道は正徳四年三月丁巳（二五日）に遼東都司都指揮僉事として本司掌印管事を命ぜられた。つまり、劉宗武より前なのである。同七月壬子（二二日）には指揮僉事とある。嘉靖元年十月丙申（二四日）には定遼右衛都指揮同知として掌遼東都司事を命ぜられた。同二年五月庚寅（二二日）には遼東都司都指揮同知から分守開原右參將となり、同七年正月丁酉（二四日）では開原參將が肩書であった。⁽⁷⁰⁾薛澄は正徳九年十月甲寅（二五日）に都指揮同知で遼東都司僉書管事を命ぜられ、同十一年三月辛卯（十日）には同じく管屯兼管塩廠を命ぜられた。同八月癸酉（二四日）には帶管分守副総兵であり、嘉靖四年三月辛巳（二二日）には遼東都指揮として罪に問われている。⁽⁷¹⁾管昇は同三月辛巳（二三日）に遼東都指揮僉事として都司掌印を命ぜられている。⁽⁷²⁾崔世武は正徳十三年十月庚寅（二四日）に遼東都指揮、嘉靖五年五月丁酉（十五日）に遼東都司僉書署都指揮同知として掌本都司事を命ぜられている。⁽⁷³⁾郭繼宗は同五年十一月壬寅（二三日）に遼東都司僉書として掌本都司事を命ぜられた。⁽⁷⁴⁾陸繼宗は不詳である。劉大章は同十八年十一月庚子（七日）に遼東遊擊將軍署都指揮使として右參將分守錦義地方に充てられ、同二年十一月辛亥（五日）には副総兵であり、同二年八月丁丑（五日）に罪を得て謫戍され、同二年九月壬寅（十二日）に協守宣府副総兵官に復職を果した。⁽⁷⁵⁾陳善は不詳である。王松は同二四年正月己酉（十五日）に遼東都司署都指揮僉事として東官庁左哨聽征參將に任ぜられたことが分かるだけである。⁽⁷⁶⁾劉通は同正月癸丑（十九日）に山西都司署都指揮僉事から掌遼東都司事を命ぜられ、同二六年正月丙寅（十三日）に遼東都司署都指揮僉事から西官庁聽後哨參將に任ぜられた。⁽⁷⁷⁾任俊は同二八年三月壬

申(二日)に遼東都司署都指揮僉事から五軍營左掖坐營に異動となったことが分かるだけである。⁽⁷⁸⁾ 郭世勛は同三一年(一五五二)から同三三年(一五五四)の間に參將であったことが分かるだけである。⁽⁷⁹⁾ 王子承、郭九臯、賈瀚、張楫は不詳である。昌寿は嘉靖三十五年七月庚午(十四日)に遼東都司掌印署都指揮僉事から神樞營參將に充てられた。⁽⁸⁰⁾ 趙欽は不詳である。謝廷相は嘉靖四十年(一五六二)から隆慶三年(一五六九)の間に參將であったことが分かるだけである。⁽⁸¹⁾ 曹勳は不詳である。また、王朴は嘉靖十八年十月癸巳(二十九日)に罪を得て錦義右參將を解任されたことが分かるだけである。⁽⁸²⁾ 張子鯨は隆慶元年三月甲子(九日)に遼東都司掌印署指揮僉事から守大同靈丘等處參將に陞任している。⁽⁸³⁾ 趙斌は同三月丙子(二二日)に遼東都司掌印署都指揮僉事から分守遼東海蓋參將となっている。⁽⁸⁴⁾ 王承祚は不詳である。洪国忠は同二年八月庚寅(十三日)に龍門所守備指揮同知から署都指揮僉事僉書都司事を命ぜられ、万曆元年正月庚寅(九日)には遼東都司掌印から左參將に充てられている。⁽⁸⁵⁾ 陳言は隆慶五年五月癸亥(二二日)に広寧備禦指揮僉事から署都指揮僉事に陞任し、戊申(二七日)に遼東都司僉書で銓註本司掌印を命ぜられた。⁽⁸⁶⁾ 蘇承勛は同三年から五年(一五七二)に中軍指揮であることが分かるだけである。⁽⁸⁷⁾ 馮文弼は万曆七年五月己巳(二五日)に遼東都司僉書から遼東広寧左營遊擊に充てられ、同十年六月丁未(二二日)には弾劾によって遼東都司を追われた。⁽⁸⁸⁾ 徐永昌は同四年四月壬午(十九日)に開原馬市官から車營遊擊に陞任し、同五年閏八月庚子(十六日)に遼東都司僉書で掌本司印を命ぜられた。⁽⁸⁹⁾ 蕭汝芝は同十四年五月癸卯(九日)に汚職によって遼鎮都司の任を追われた。⁽⁹⁰⁾ 李宗は同十三年(一五八五)から十六年(一五八八)にかけて參將であること、王善政は分守遼東復州等處參將から海州參將に異動していることが分かるだけである。⁽⁹¹⁾ 郭夢徵は隆慶三年十二月壬寅(四日)には蒲河城備禦指揮僉事から署都指揮僉事遼東都司事に陞任し、同五年五月癸亥(二日)に開原參將となり、万曆十四年七月壬子(十九

日)には原任海州参将から遼東都司掌印となっている⁽⁹²⁾。王印は不詳である。孔東儒は同三年十二月辛卯(二十七日)に遼東懿路城備禦から都司僉書に陞任し、同五年正月丁未(十九日)に広寧遊撃に充てられ、同七年五月癸亥(十九日)に遼東広寧左營遊撃から左参将分守遼東海蓋地方に任ぜられている⁽⁹³⁾。劉応棋・裴那瀚・薛坤は不詳である。崔吉は万曆九年(一五八一)頃は備禦であり、同十二年五月丁未(三十日)に遼東掌都司事遊撃から中右所遊撃に異動になり、その後は遊撃であることが分かる⁽⁹⁴⁾。曹煥は不詳である。劉孔胤は同三年八月己酉(二十六日)に遼東協守東路副総兵を解任され、同三十七年五月丁酉(十七日)に神枢二營参将となった⁽⁹⁵⁾。趙紳は同十七年九月丙辰(十二日)に武科擧に合格し、同三十一年十月壬寅(二十日)に遼東都司掌印から分守海州左参将となり、同三十八年五月庚申(十六日)には副総兵となった⁽⁹⁶⁾。宿応明については万曆二八年四月丁丑(四日)に指揮であることが分かるのみである⁽⁹⁷⁾。

おわりに

すでに大幅に紙幅を費やしてしまった。地方志の記録は万曆のほぼ後半期までをカバーしていることがこれに分かって来たが、その後も遼東都司僉事の徐国全は南京錦衣衛千戸で遼東に派遣され、天啓元年三月の遼陽陥落で没し、天啓元年(一六二二)十二月庚辰(十三日)に広寧備禦陳一元が管屯田僉書署遼東都司印務になっている⁽⁹⁸⁾など、ヌルハチの手に遼東鎮が落ちて行く中でも遼東都司が消滅することはなかった。しかし、遼東都指揮使が任命されるようなことはほぼ正徳年間で終わっていて、嘉靖年間はまれな例しかない。また、遼東都司の武官も遼東鎮

の中の多くの武官ポストの一つとして、王朝中盤には武官の異動官職の一つに過ぎなくなっている。三司制といっても辿った命運はかなり違うものであったことが充分予想される。今回の試みを更に精緻に展開させて行きたい。

〔謝辞〕本稿は、科研費補助金基盤研究（C）「明代中国における審判・軍功評価事例の集積による辺疆統御様態の解明」（代表：荷見守義、JSPS 科研費JP26570816）の成果の一部である。記して感謝申し上げます。

註

- (1) 川越泰博『明代中国の疑獄事件 藍玉の獄と連座の人々』風響社、二〇〇二年、参照。
- (2) 『明史』卷九十、兵志二、衛所の条による。
- (3) 万全都司は『明実録』宣德四年二月甲午の条に、「命建万全都司無祀鬼神壇。從宣府総兵官左都督譚広請也。」とあるが、同宣德五年六月壬午の条に、「置万全都指揮使司、特関外衛所皆隸後軍都督府。上以諸軍散処边境、猝有緩急、無所統一、乃命、于宣府立都司。命都指揮使馬昇・同知毛翔・武興、陞指揮使、朱謙為都指揮僉事、俱往治司事。宣府等十六衛所皆隸焉。」とあり、同癸未の条には「命都指揮使唐銘・都指揮同知李信・都指揮僉事張義・卞福・黃真、任万全都司、兼督屯守。」とあり、同丙戌の条には「造万全都指揮使司印及銅牌」とあり、同己丑の条には、「置万全都司經歷司經歷・都事各一員、断事司断事・副断事・吏目各一員、司獄司司獄一員。」とあるように、万全都司の発足は宣德五年（一四三〇）にあった。
- (4) 奴兒干都司については江嶋寿雄『明代清初の女直史研究』中国書店、一九九九年、参照。
- (5) 『明実録』洪武四年二月壬午の条。
- (6) 『明実録』洪武四年五月丙寅の条。
- (7) 『明実録』洪武四年六月壬寅の条。
- (8) 『明実録』洪武四年七月辛亥朔の条。

(9) 『明実録』 洪武四年八月癸巳、九月庚申、十一月戊午、五年正月甲戌、二月辛巳、八月癸巳、九月丁巳、十一月辛未の各条など。

(10) 『明実録』 洪武六年六月戊戌の条など。江嶋寿雄前掲『明代清初の女直史研究』、拙著『明代遼東と朝鮮』汲古書院、二〇一四年、ほか参照。

(11) 「見宦業」とあり、『全遼志』巻四、宦業志、国朝の条には、「劉斌 蘇州崇明人。以靖難功、陞指揮僉事。後、以金州剿滅倭寇、陞金吾前衛指揮使、又、転陞遼東都指揮僉事、備禦寧遠、築城建衛。時、值歲儉、外抗夷虜、内撫軍士、政理民安、卓有能声。」とある。『遼東志』巻五、官師、名宦の条の文言を一字も違わず転記したものである。

(12) 「見宦業」とあり、『全遼志』巻四、宦業志、国朝の条には、「王安 揚州江都人。洪武間、累功、陞燕山右護衛千戸、征進有功、陞陝西都指揮同知。永樂間、以才能擢調遼東都司。成祖為勅諭諄切、以勸戒之。在任、策勵士卒、招安夷虜、撫恤軍余、以寿終。」とある。また、『遼東志』巻五、官師、名宦の条には、「王安 揚州江都人。洪武間、累功陞燕山右護衛千戸、征進有功、陞陝西都指揮同知。永樂間、以才能推選調遼東都司管事。招安夷虜、撫恤軍余、以寿終焉。」とある。

(13) 「見宦業」とあり、『全遼志』巻四、宦業志、国朝の条には、「王真 字存誠、泗州盱眙人。由大寧後衛所千戸、累功陞都指揮使掌遼東都司事。政治民懷。宣宗即位、以真累効勞績、特陞左軍都督府都督僉事。英宗嗣位、嘉念旧臣、進都督同知、錫金幣。後以疾卒。朝廷遣行人、諭祭于家。」とある。

(14) 「見宦業」とあり、『全遼志』巻四、宦業志、国朝の条には、「畢恭 字以謙、前屯衛籍。其先山東濟寧人。巡撫王公勲薦、恭有文武才、由百戸、拳陞流官指揮僉事。図上方畧、開設迤西辺堡牆壕、増図烽墩、兵威大振、虜人畏服。進署都指揮僉事、奉勅守備寧前地方、在任五年、辺鄙寧謐、尋擢掌都司事、撫士卒、革奸弊、広屯田、興学校、政平訴理、至今称之。所著有遼城吟稿。以疾卒、上遣官諭祭、翰林学士盧陵陳循為撰神道碑。」とある。『遼東志』巻六、人物志、薦辟、国朝の条には、「畢恭 以謙、前屯衛人。有文武才、由百戸、保陞流官指揮僉事。図上方略、開設辺堡牆壕烽墩、至今頼焉。官至署都指揮僉事、掌都司印。撫士卒、革奸弊、広屯田、興学校、政平訴理、至今称之。所著有遼城吟稿。以疾卒、上遣官諭祭、翰林学士盧陵陳循為制神道碑。」とある。

(15) 「見宦業」とあり、『全遼志』巻四、宦業志、国朝の条には、「王祥 字伯楨、其先光州固始人。体貌魁偉、度量有容。

- 永樂間、由燕山衛指揮使、總神機營。成祖文皇帝累賞金帛、後陞都指揮僉事、調広寧・開原操備、修築寧遠・蒲河等城、皆祥經管區画、及擢掌遼東都司事、陞都指揮同知。當是時、都司總兵。甲子、虜寇西鄙、祥職其衆于老河。庚午、寇東鄙、又戮其酋長于東山、累陞都督僉事、仍掌都司事。以疾卒。上命都指揮夏霖論祭於家、特命宮葬於城東南杏山。」とある。
- (16) 「見宦業」とあり、『全遼志』卷四、宦業志、国朝の条には、「劉英 字仲華、蘇之崇明人。性孝友簡靜寡言、不事矯飾。由寧遠衛指揮使、累功陞都指揮使掌遼東都司事。歷任既久、廉能益著、庶政維新、恩惠浹洽、老雅得所。後、以年高休、致遼人攀轅、以留之。」とある。また、『遼東志』卷五、官師、名宦の条には、「劉英 仲華、蘇之崇明人。性孝友簡靜寡言、不事矯飾。由寧遠衛指揮使、累功陞都指揮使掌遼東都司事。歷任既久、廉能益著、庶政維新、恩惠浹洽、老雅得所。後、以年高休、致遼人攀轅、以留之。」とある。
- (17) 「見開原參將」とあり、『全遼志』卷三、職官志、分守開原參將の条に、「耿賢 見宦業」とあり、同卷四、宦業志、国朝の条には、「耿賢 定遼前衛人。由指揮功陞都指揮僉事、備禦金復鐵嶺、復掌都司印、尋守備寧遠、隨転右參將分守開原。善撫士卒、不妄交際。致仕帰時、所屬惜其清苦、各出己意餽白金二千兩。賢曰、平生不受。今受之、何也。遂而分之。軍士感泣、護送至家。時、巡撫馬中錫驚歎曰、非独吾輩不如、即古人亦難。後卒、葬城東杏林山下。(後略)」とある。
- (18) 「見開原參將」とあり、『全遼志』卷三、職官志、分守開原參將の条に、「王道 定遼右衛人」とある。
- (19) 「見錦義參將」とあり、『全遼志』卷三、職官志、分守錦義參將の条に、「甯宝 東寧衛人」とある。
- (20) 「見海州參將」とあり、『全遼志』卷三、職官志、分守海蓋參將の条に、「王朴 東寧衛人」とある。
- (21) 「見遊擊」とあり、『全遼志』卷三、職官志、広寧遊擊の条に、「馬驥 右屯衛人」とある。
- (22) 「見副總兵」とあり、『全遼志』卷三、職官志、駐劄遼陽副總兵の条に、「李景良 見選舉」とあり、同卷三、選舉志、武拳の条に、「弘治年、丁丑、李景良 遼陽人 副總兵」とある。
- (23) 「見遊擊」とあり、『全遼志』卷三、職官志、広寧遊擊の条に、「高大恩 見宦業」とあり、同卷四、宦業志、国朝の条には、「高大恩 東寧衛指揮歴備禦都司、陞広寧遊擊、謝病。嘉靖己未、軍乱、聞大恩誣搆左獄排獄推為主。大恩曰、若能從我、則出不從我、即死。此衆語、乃戒、不殺人、不放火、不奪市、不閉城門。巡按至、我為若等白之。上馬、至鐘樓、大恩令取酒宿、不許壳酒、余市。自若軍氣稍息、乃自入獄。後三日、巡按至撫定之。大恩処變不驚、志意言詞一出於正、潜消兇氣、地方賴以不至大乱。」とある。

- (24) 「見錦義參將」とあり、『全遼志』卷三、職官志、分守錦義參將の条に、「周益昌 見人物」とあり、同、瀋陽遊撃の条に、「周益昌 見義州參將」とあり、同卷四、人物志、將才、国朝の条に、「周益昌 字延祿、広寧左屯衛指揮。嘉靖乙未、会武、清廉勤慎、歴陞備禦都司、練習吏事。薦充錦義右參將。值北虜數万侵犯、益昌率所部犯敵、自午至暮、虜漸加兵、益昌度虜夜必襲營、乃說空壘、張旗幟、移軍他處、以就援。虜果夜至、知其有備、而去。辛亥、軫矜子嶺參將、尋陞古北口協守副總兵、以功陞都督僉事、充總兵鎮守薊州等處地方。九月、北虜寇古北口土牆子邊、敵兵拒守、匹馬不能入境。上賜大紅紵絲一襲、加都督同知、廢一子之望副千戶。乙卯、虜又擁衆入犯寬佃峪、斬獲賊首、得獲夷馬、器械、無算。捷聞、賞銀三十兩、紵絲二表裏、進榮祿大夫、廢一子之舉副千戶。丙辰、卒于任。詔賜祭葬、立祠、贈右都督。」とある。
- (25) 「見錦義參將」とあり、『全遼志』卷三、職官志、分守錦義參將の条に、「見開原參將」とあり、『全遼志』卷三、職官志、分守開原參將の条に、「許策 東寧衛人 見選舉」とあり、同卷三、選舉志、武舉の条に、「嘉靖年、戊戌、許策 遼陽人 開原參將」とある。
- (26) 「見遊撃」とあり、『全遼志』卷三、職官志、広寧遊撃の条に、「李湊 広寧衛人」とある。
- (27) 「見寧前參將」とあり、『全遼志』卷三、職官志、分守寧前參將の条に、「徐府 海州衛人」とある。
- (28) 「見寧前參將」とあり、『全遼志』卷三、職官志、分守寧前參將の条に、「李広 京衛人」とある。
- (29) 「見遊撃」とあり、『全遼志』卷三、職官志、入衛遊撃の条に、「王允中 定遼前衛人」とある。
- (30) 「見錦義參將」とあり、『全遼志』卷三、職官志、分守錦義參將の条に、「劉印 広寧人」とある。
- (31) 『明実録』 洪武四年七月辛亥朔、同八年十一月是月、同九年三月丁丑、同十一年五月己亥の各条。
- (32) 『明実録』 洪武十一年春二月甲辰朔、同二年春正月丁酉、同四年三月乙巳、同九年冬十月壬戌の各条。
- (33) 『明実録』 洪武十二年六月甲戌、同十三年七月甲午・庚子、同十五年十二月丙戌、同十六年春正月戊午、同十六年二月辛巳、同十三年三月庚戌の各条。
- (34) 『明実録』 洪武二十二年三月戊寅の条。
- (35) 『明実録』 洪武十二年夏四月庚申の条。
- (36) 『明実録』 洪武十四年十二月乙丑、同十五年五月丁巳、同十七年六月戊戌朔の各条。
- (37) 『明実録』 洪武十六年七月丙寅、同二十年秋七月甲申の各条。

- (38) 『明実録』洪武二年五月乙未、同八月丙午、同三年春正月庚寅、同三十五年(建文四年)九月戊子、永樂元年三月丁亥、同年秋七月辛巳の各条。
- (39) 『明実録』洪武三十五年(建文四年)十二月丁巳、宣德五年正月丁卯、同秋七月乙巳の条。
- (40) 『明実録』永樂九年三月丙寅の条。
- (41) 『明実録』永樂十年三月乙未、洪武三十五年(建文四年)十一月戊申、永樂十三年十二月己丑、同二十年春正月壬午、同二十二年十月癸丑、宣德元年春正月癸亥の各条。
- (42) 『明実録』永樂十年十二月丁丑、同十二年參月甲申、また同三年三月乙丑の各条参照。
- (43) 『明実録』永樂十八年十一月壬申、洪熙元年冬十月丙寅朔、宣德元年二月己丑の各条。
- (44) 『明実録』永樂九年三月庚午、宣德九年二月戊午、正統三年二月戊辰の各条。
- (45) 『明実録』宣德十年秋七月癸巳、正統二年三月乙卯、同九月辛丑、同四年夏四月己丑、同五年二月庚寅、同七年秋七月乙丑、正統十四年五月甲申の各条。
- (46) 『明実録』永樂二年十一月辛巳の条。
- (47) 『明実録』正統元年六月庚戌の条。
- (48) 『明実録』正統八年夏四月癸巳、同十二年夏四月壬辰朔の各条。
- (49) 『明実録』正統八年三月辛酉・壬戌、同九年六月庚寅。
- (50) 『明実録』正統九年六月庚寅の条。
- (51) 『明実録』正統十四年六月辛亥、同九月庚子、天順元年夏四月壬子、同三年十一月丙午、同十二月己未、同八年十二月辛丑、成化四年二月庚申、同五年春正月壬戌、同九年冬十月己巳の各条。
- (52) 『明実録』正統六年十一月己酉、同七年秋七月乙丑、景泰元年八月戊寅是日、同十一月甲辰、景泰二年夏四月癸巳、天順元年冬十月庚申、同二年五月甲辰の各条。
- (53) 『明実録』景泰四年十二月丙申、景泰五年夏四月甲申、天順元年冬十月丁酉、成化十五年五月丙子の各条。
- (54) 『明実録』景泰六年十二月甲子の条。
- (55) 『明実録』景泰四年冬十月壬子、天順八年三月辛酉、成化二年五月辛巳の各条。

- (56) 『明実録』 天順七年十一月辛未、成化二年十二月丁未、同七年十一月己未の各条。
- (57) 『明実録』 天順元年九月辛未、成化七年六月癸卯の各条。
- (58) 『明実録』 成化二年十一月癸酉の条。
- (59) 『明実録』 成化三年十二月丁酉、同五年夏四月乙丑、弘治七年三月甲辰、同八年八月癸丑、同十年六月丁酉の各条。
- (60) 『明実録』 成化二年秋七月壬辰、成化二年春正月己酉、弘治元年十一月戊戌、同十六年八月辛亥、同十七年七月癸卯、同十一月乙未の各条。
- (61) 『明実録』 成化八年九月庚申、同十五年秋七月己未、同二十三年秋七月丁未の各条。
- (62) 『明実録』 成化八年秋七月庚申、成化十六年五月丁未、同十七年二月壬申、成化二十二年秋七月庚申の各条。
- (63) 『明実録』 弘治十年六月丁酉、同十七年七月丙午、正德三年二月壬午の各条。
- (64) 『明実録』 弘治十年六月丁酉、同十七年十一月戊戌、同十八年正月乙巳、正德六年三月辛未の各条。
- (65) 『明実録』 弘治十二年七月乙丑、弘治十七年七月己亥、正德元年秋七月乙未、同三年五月癸丑、同五年五月乙亥、同八年夏四月庚戌、同八年秋七月辛未、同冬十月乙巳、同九年夏四月丁未の各条。
- (66) 『明実録』 正德三年二月乙酉、同四年三月辛亥、同八年夏四月辛丑、同十一年三月丙戌の各条。
- (67) 『明実録』 弘治九年六月辛未(巳)、正德元年八月壬子、同六年三月庚午、同十一年三月辛卯、同十二年春正月辛丑の各条。
- (68) 『明実録』 正德七年十二月甲子の条。
- (69) 『明実録』 正德十一年三月辛卯、同十二年春正月辛丑、嘉靖元年三月辛亥、同九月乙巳、同七年正月丁酉の各条。
- (70) 『明実録』 正德四年三月丁巳、同七月壬子、嘉靖元年十月丙申、同二年五月庚寅、四年十月戊子、同七年正月丁酉の各条。
- (71) 『明実録』 正德九年冬十月甲寅、同十一年三月辛卯、同八月癸酉、嘉靖四年三月辛巳の各条。
- (72) 『明実録』 嘉靖四年三月辛巳の条。
- (73) 『明実録』 正德十三年冬十月庚寅、嘉靖五年五月丁酉の各条。
- (74) 『明実録』 嘉靖五年十一月壬寅の条。
- (75) 『明実録』 嘉靖十八年十一月庚子、同二十年十二月乙卯、同二十二年十一月辛亥、同二十二年四月乙酉、同八月丁丑、同二十八年八月己亥、同二十九年八月戊寅、同九月壬寅の各条。

- (76) 『明実録』 嘉靖二四年正月己酉の条。
- (77) 『明実録』 嘉靖二四年正月癸丑、同二六年正月丙寅
- (78) 『明実録』 嘉靖二八年三月壬申の条。
- (79) 『明実録』 嘉靖三二年四月丙寅、同三三年十二月戊子の各条。
- (80) 『明実録』 嘉靖三五年七月庚午の条。
- (81) 『明実録』 嘉靖四十年九月癸巳、隆慶三年四月丁丑の各条。
- (82) 『明実録』 嘉靖十八年十月癸巳の条。
- (83) 『明実録』 隆慶元年三月甲子の条。
- (84) 『明実録』 隆慶元年三月丙子の条。
- (85) 『明実録』 隆慶二年八月庚寅、同五年五月丙子、万曆元年正月庚寅の各条。
- (86) 『明実録』 隆慶元年八月壬寅、同五年五月癸亥・万曆元年正月戊申の各条。
- (87) 『明実録』 隆慶三年四月丁丑、同五年十一月己未朔の各条。
- (88) 『明実録』 万曆七年五月己巳、同十年六月丁未の各条。
- (89) 『明実録』 万曆四年四月壬午、万曆五年閏八月庚子の各条。
- (90) 『明実録』 万曆十四年五月癸卯の条。
- (91) 『明実録』 万曆十三年閏九月庚申、同十六年九月戊寅、同二一年四月己丑の各条。
- (92) 『明実録』 隆慶三年十二月壬寅、同五年五月癸亥、同六年十月庚申、万曆元年十二月庚戌、同三年八月戊子、同十四年七月壬子、同十九年七月壬申、同八月癸巳朔の各条。
- (93) 『明実録』 万曆三年十二月辛卯、同五年正月丁未、同六年十一月辛未、同七年五月癸亥の各条。
- (94) 『明実録』 万曆九年四月乙巳、同十年正月乙酉、同二二年五月丁未、同十月丙寅の各条。
- (95) 『明実録』 万曆三二年八月己酉、同三七年五月丁酉の各条。
- (96) 『明実録』 万曆万曆十七年九月丙辰、同三一年十月壬寅の各条。
- (97) 『明実録』 万曆二八年四月丁丑の各条。

(98) 川越泰博「中山王徐達一族と靖難の役」『檔案の世界』中央大学出版社、二〇〇九年、参照。また、『明実録』天啓元年十二月庚辰の条。